# 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 15 日現在

機関番号: 32686

研究種目: 基盤研究(B)(海外学術調查)

研究期間: 2015~2017 課題番号: 15H05194

研究課題名(和文)韓国の社会的バルネラブルクラス支援にみる実践変革型コミュニティ形成に関する研究

研究課題名(英文)Study on the formation process of the practice reformation type community for 'the social vulnerable class' in South Korea

#### 研究代表者

三本松 政之 (SANBONMATSU, Masayuki)

立教大学・コミュニティ福祉学部・教授

研究者番号:10196339

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 4,700,000円

研究成果の概要(和文):本研究は社会的バルネラブルクラスについて韓国での人権認識に根ざした支援団体の活動を対象とした。社会的バルネラブルクラスの当事者・支援団体では人権認識が共通基盤となり、当事者コミュニティ形成がエンパワメントにつながり、さらに実践変革型コミュニティにつながる。性的少数者の場合では擁護されるべき人権としての認識の拡充は、当事者の臨床コミュニティを基盤にして展開されていた。当事者のエンパワメントには、支援者の存在を否定するよりも、支援者と社会的バルネラブルクラスが協働し自ら課題に立ち向かい能動的に取り組むことが重要である。

研究成果の概要(英文): This research targeted activities of support groups rooted in recognition of human rights in South Korea on socialvulnerable classes. Recognition of human rights will be a common foundation by the parties concerned and support groups in the social vulnerable class, and person concerned community formation leads to empowerment and moreover leads to the practice reformation type community. In the case of sexual minorities, the expansion of recognition as a human rights to be defended was developed on the basis of the clinical community of the parties. It is important for the empowerment of the parties that the supporters and the social vulnerable class themselves confront the tasks and actively engage and work together rather than deny the existence of supporters.

研究分野: 社会福祉学

キーワード: 性的少数者 マイノリティ コミュニティ 当事者

#### 1.研究開始当初の背景

本研究は、韓国の非正規滞在者の外国人労 働者(未登録外国人労働者) 結婚移住女性 等の外国人移住生活者、LGBT と称される性的 少数者、自死遺族等の社会的認知を得にくい 「現代社会に特徴的な社会・経済・文化のあ りように関わって人々の生存、健康、生活、 尊厳、つながり、シティズンシップ、環境が 脅かされ、あるいはその恐れのあるような状 態にある」社会的バルネラブルクラス(=古 川(2009))への、人権認識に根ざした民間 支援団体の活動に着目したものである。本研 究の経緯は、2009 年度 2013 年度の科研費 助成「移住生活者の生活支援と移民政策にお ける福祉課題の位置づけに関する日韓比較 研究」において韓国への移住生活者である外 国人労働者と結婚移住女性への支援につい ての調査を実施し、外国人労働者が一定期間 に限定した労働力として位置づけられるの に対して、結婚移住女性とその形成する「多 文化家族」の問題が「移民」政策上重視され、 その対応は国、地方自治体次元で体系的に位 置づけた施策化が試みられ、また実践では NPO の果たす役割が大きいことを明らかにし たことが契機となった。

同研究において韓国ではオーバーステイ による非正規滞在者に対しても、民間の人権 擁護をミッションとする団体が、人権の観点 から社会的な問題提起を含めた実践的な支 援を試みていることを見出した。未登録外国 人労働者は非正規滞在ではあるが、いわゆる 犯罪者という意味での「不法」労働者ではな い存在と認識され、民間の人権擁護をミッシ ョンとする団体による支援が行われ、政府も 支援を黙認している事例、例えば未登録外国 人労働者の医療支援をボランタリーかつ定 期的に行っている医療提供の場に警察は介 入しないという事例、(ある時期までみられ た)未登録外国人労働者への雇用主の賃金未 払い等に対しての労働部による対応の事例 がみられた。また不足する単純労働力の供給 という必要性、少子化対策という現実を背景 にした多文化家族政策などの日本には不在 の移民政策が、政策レベルでも外国人労働者 政策から体系的社会統合政策へと展開され、 外国人処遇の法的整備が進められてきてい る。これらの政策が形成される過程に市民団 体や教会等が及ぼした影響は大きく、支援団 体からの政策担当部署への申し立てや生活 改善策提案のルートもある点に韓国の政策 形成の特質が見られた。

以上の研究における韓国の外国人移住生活者への支援の考察から、その支援の根拠を居住の観点から見出し、諸権利の獲得による実質的なシティズンシップを「デニズンシップの実質化」としてとらえた。また韓国の活動に通底する人権認識への民主化闘争の影響があり、人権認識に基づく社会変革志向がより強く見られた。これらの知見は、社会的

バルネラブルクラスへの支援に関わる新たな論理を提供するものと考えたことが本研究の経緯となっている。

# 2. 研究の目的

本研究は、社会的認知を得にくい「社会的 バルネラブルクラス」への韓国での人権認識 に根ざした民間支援団体の活動を対象にし た研究であり、韓国の社会的バルネラブルク ラスの抱える生活課題とその支援に着目し、 ミッションに内在する論理を明らかにする ことを目的としている。

韓国では民間の人権擁護をミッションと する団体により人権の観点から社会的な問 題提起を含めた実践的な支援が試みられて おり、本研究の第1の課題はこれまでの韓国 での研究成果としての外国人移住生活者へ の支援の根拠を居住の観点から見出した実 質的なシティズンシップの付与に関わる「デ ニズンシップの実質化」の論理に倣い、諸権 利から疎外されがちな社会的バルネラブル クラスの生活権拡充の論理構築を企図した。 社会的少数者の生活支援ニーズの共有には 民間支援団体等の支援を通した課題の可視 化が必要となる。具体的には制度の谷間に陥 りがちな人々への人権擁護の観点からの社 会的な問題提起と同時に新たな支援の構築 を提起することを意図し、支援団体のミッシ ョンに着目し、活動基盤となるコミュニティ 形成と変容、運動過程、支援の論理等を明ら かにすること、当事者のエンパワメントによ る対抗的公共圏としての実践変革型コミュ ニティモデルの提示を課題として設定した。 第2の課題は社会的少数者の生活支援ニ

第2の課題は社会的少数者の生活支援ニーズの共有にあたり人権認識のあり方が具体的にどのような実践課題として提起され、その実現が図られているかを把握することである。未だ社会的な生活支援が確立されていない領域での実践を検討対象としての認識し、韓国で擁護されるべき人権としての認識がどのような主体により提起され、どのような実践過程により社会的認識の共有化が図られ、権利獲得への実践変革型コミュニティが形成されていくかをモデルとして提示することである。

最後の課題は実践変革型コミュニティの形成の主体の検討である。人権認識に基充の主体のがルクラスの生活権の拡充的バルクラスの生活権の変容と支援の受動的では、立て表示が、とできるのは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるのでは、できるであり、といいのでは、できるであり、といいのでは、できるであり、といいのでありであり、といいのであり、といいのであり、といいのであり、といいのであり、といいのであり、といいのであり、といいのである。

### 3.研究の方法

社会的バルネラブルクラス支援に関わる人権認識に基づく支援団体への聞き取り調査を性的少数者当事者団体および高齢者自殺予防に関わる地域実践について関係団体への聞き取り調査を実施した。またコミュニティモデルの実態把握のためにソウル市 NPO 支援センターに登録されている 112 団体への量的実態調査を実施した。さらに地域に根差した市民団体事例の経年的変化の把握を目的に「青い人」(旧・青い市民連帯)および「アイダマウル」に聞き取り調査を実施した。

# 4. 研究成果

本研究では、韓国における社会的バルネラブルクラスへの人権認識と支援について、支援の場の形成と運動過程を民主化抗争の経験に着目しつつ把握し、ミッションに内在する支援の論理を明らかにすることを目的とした。

韓国において支援団体は社会変革という立 場から政策決定に影響力を行使し、一定の政 策提言機能を有している(松井(2007))。支 援に通底する人権認識には民主化闘争の影響 があるとされ、日本の福祉の支援活動と比べ 人権認識に基づく社会変革志向が強く見られ る。韓国社会の政治的民主主義の発展は「女 性、障害者、そして外国人など、儒教的文化 と伝統、そして社会的マジョリティを構成す る健常者と国民の論理に抑え込まれてきたマ イノリティもしくは社会的脆弱者の自己主張 あるいは権利主張」を可能にした(金東勲 (2005)) と指摘される。民主化闘争の歴史 を背景とした人権認識に根差した支援団体の 存在意義を明らかにすることは福祉支援の新 たな論理構築と福祉における人権認識の意義 の再考の契機となると考える。

2015年度は主に性的少数者の人権に関わる 調査を実施した。韓国には国家による人権擁 護のための組織として国家人権委員会がある が、救済対象は法律に定められた事項になる ため、制度の谷間の問題が生じ、ニーズの可 視化、また課題の共有にあたっては当事者に よる問題の提起が重要である。社会的バルネ ラブルクラスとして本研究の対象とした性的 少数者の生活支援ニーズの共有に向けた課題 の可視化は、クィアパレードの開催などのよ うに複数の当事者団体が協力して大規模な集 会を行い、それを通しての啓蒙的活動は直接 的に個々の市民の理解に働きかけるものでは ないが、これらの活動の継続と累積はカミン グアウトしていない性的少数者や市民の意識 に影響を着実に及ぼし、パレードへの参加者 数を毎年増加させている。しかし改善されつ つはあるが、当事者団体に所属している活動 家は自らが当事者であることをカミングアウ トして活動を行うことが容易でない状況が続 いている。性的少数者の抱える課題の社会的

共有は十分に図られていないのが現状である。 そのような社会的状況があるなかで地方自 治体として独自に人権憲章や学生人権条例に 性的指向などの理由で差別を受けない権利を 明示している事例がある。「光州人権憲章」(第 12条)には「性的指向などに関係なく、自分 の文化を享有する権利がある」という内容が 盛り込まれており、また「光州学生人権条例」 (第20条)にも「学生は性別、宗教、民族、 言語、年齡、性的指向、身体条件、経済状況、 成績などを理由に差別されずに平等な待遇と 学びを得る権利を有する」と書かれている。 2015年の光州広域市の教育庁などでの聞き取 り調査では、民主化運動の遺産として市民運 動や政治家という形で民主化運動の経験者が 影響力を持っており、選挙制の教育監に市民 活動経験者が就任したことが制定の背景とし てあったことが語られた。しかし先進自治体 にあっても条例制定への反対や改正の要求が みられた。

反対運動の中心には保守的なキリスト教団 体の存在がある。2016年にはキリスト教会か らの排除の実態について性的少数者を受け入 れている数少ないキリスト教教会であるソム ドルヒャンリン教会、性的少数者がその運営 を行っているロデム木陰教会、またこの問題 に対するキリスト教界の動向についてその実 情に詳しい教会関係者からの聞き取り調査を 実施した。性的少数者への拒否的な対応をし ているキリスト教会派にあってもその内部に 理解を示している関係者はいるが、攻撃を避 けるために表立っての支援はなされていない。 この他に韓国における社会的バルネラブルク ラスへの人権認識と支援との関りについて、 韓国キリスト教ハンセン人宣教会、公益人権 法財団・共感でも聞き取り調査を実施した。

次に、韓国において社会問題となっている 高齢自殺は、自殺要因が経済的貧困や孤立化 などの影響が複合し自殺に至ることが多い。 この点で低所得の高齢者は社会的バルネラブ ルクラスに位置づく。保健福祉部が2014年に 自殺未遂の60歳以上の高齢者68万6743人を 対象に自殺の動機を尋ねた結果では、経済的 困難(40.3%)健康上の問題(24.3%)孤 独(13.3%)などを理由にあげている。「福祉 の死角地帯」にある独居高齢者のための支援 が不可欠であるとの指摘もある。伝統的な価 値観を保持した親世代は、高齢期に子どもに よる扶養を期待していたが、子どもと暮らす 高齢者の割合は減少している。保健福祉部の 親など扶養家庭実態調査結果(2014年)では、 子どもとの同居率は 1994 年の 54.7%から 2014年の28.4%に減少しており、一緒に住ん でいない子どもとの接触・往来頻度は週に1 回以上は37.7%に過ぎない。孫・孫娘との接 触・往来頻度は週に1回以上16.6%である。

子世代の扶養意識には変化がみられ、貧困 化にも影響を与え高齢者は「福祉の死角地帯」 に追い込まれ、自殺に至ることがある。本研 究では2016年に高齢者自殺の多い農村部の 現状把握のために京畿道庁健康増進課、加平郡自殺予防センター、郡内2か所の里長からの聞き取り調査を実施した。京畿道は独自自殺予防体制をとっていたが、2016年度から自殺予防体制をとっていたが、2016年度から自殺保健福祉部を頂点とした「ピラミッド型自殺対策システム」(金信慧)に一元化された。行政主導の予防体制の底辺部分は里長などが出域で点として位置づいている。予防システム域で点から面的に展開するためには、住民相互の関係づくりによる下からの「マウルコミュニティ」(金信慧)=臨床コミュニティを形成することが課題といえる。

人権連帯、韓国キリスト教教会協議会、韓 国聖公会、性的少数者当事者への調査を 2017 年に実施した。団体からの調査からは社会的 バルネラブルクラスの生活支援ニーズの共有 に向けた課題の可視化は、当事者のエンパワ メントの課題でもあることが明らかになった。 人権連帯では活動メンバーが民主化の戦いの 中で出会い、また活動を通して人権が根付い てきたこと、福祉が制度内の対応に止まって おり人権活動を通して社会の構造を変えて行 きたいことなどを聞き取ることができた。韓 国の性的少数者へのキリスト教団体による抑 圧的な状況については、韓国キリスト教教会 協議会での聞き取りで、人権問題としては認 識しつつも保守的な存在もあり対応の難しさ がある状況を把握した。性的少数者当事者か らはライフヒストリーやカミングアウトに至 る過程、活動での困難などを聞き取った。

2016 年度にはこれまでの成果を踏まえて韓国の人権に関わる支援団体の実態とそのミッション(人権認識)、具体的な変革課題の把慮した。対象はソウル市 NPO 支援センターに選されている 112 団体であった。回収をは残念ながら 11.6%と低い結果となった。回収した団体からは、活動を始めるにあるにあるによる解決立がしての初期メンバーの民主化闘争の体験、新たな支援対象に結婚移住女性をあげているなどの共通する特徴が見られた。

2017年度にはこれまでの調査を踏まえて補 充的な聞き取り調査を実施した。代表的なゲ イの団体は 20 年を超える活動を通して人権 の拡大を図ってきている。団体事務所のある ソウルの鍾路に当事者コミュニティが形成さ れており、地域的なまとまりとしての空間的 な場の存在が自由な出会いの空間となってお り、団体の活動とは別の形で当事者のエンパ ワメントにもつながっていることが明らかに なった。また文化的活動を通して性的少数者 の社会的認知を図っている団体は、イベント を通しての社会的啓発を進めており、商業施 設などを伴う拠点の建設によって新たなコミ ュニティを形成することを企図している。性 的少数者の親の組織への聞き取りからは、親 が主体化する契機は当事者である子からのカ ミングアウトを受けて差別の深刻さを理解す ることにあるが、親が活動家となるには2~3 年の時間を要していることが分かった。

活動の経年的変化を把握するための調査 としては、地域に根差した市民団体である市 民団体・青い人(旧・青い市民連帯)への調 査を行った。青い人には 2009 年、2012 年に 調査で訪問している。青い人は民主化闘争を 経験した人々によって 1994 年に創立され、 以後の 20 年間に東大門地域で草の根の市民 運動として多様な文化を持つ地域住民が自 ら参加し福祉コミュニティづくりを進める という活動を推進してきている。地域の非識 字住民、外国人移住労働者等多様な課題を抱 えた住民がコミュニティの一員として相互 に支援し、エンパワメントすることを目的に 活動を続けてきている。経年的変化について は、人権意識に基づく外国人移住労働者、結 婚移住女性等への支援を継続することで地 域に根差した活動を進め、地域に根付くこと により生活課題を抱えた主体間での複合的 な形での相互支援や、当事者間のエンパワメ ントが図られていることがわかった。当事者 間の支援が成立している背景には、多様性と 当事者の主体性を尊重するという市民団体 の方針がある。基盤形成の支援はするが、そ の基盤の上での実践は当事者に委ねるとい う組織の姿勢が大きく作用してる。

また生活権拡充に関わる事例として 2013 年に調査を行った仁川市のアイダマウルを 対象とし、結婚移住女性へのフォロー調査を 実施した。同団体では、その活動に深く関わ っていた韓国人支援者が活動から離れたこ とで、活動自体は継続しているが、助成金の 確保などの点で維持ができずに、拠点も変わ り活動を縮小化していた。アイダマウルでは 当事者である結婚移住女性の主体性に基づ く活動が実践されていたが、韓国人支援者が 離れることで結果的に活動が縮小した。韓国 の支援団体での聞き取りでは、社会福祉への 認識がパターナリズム型の支援に陥りやす いとの指摘をされることが多いが、当事者に よる運営基盤が安定するまでは、支援者の存 在が重要である。

次頁の図1は本研究の申請時に提示した 社会的バルネラブルクラスへの支援にあたってのコミュニティの位置づけを示したものである。青い人の場合には、生活課題を抱えた主体間での複合的な形での相互支援や当事者間のエンパワメントを可能とした背景に、それを可能とする市民団体の支援の姿勢が大きく作用している点から、の段階にあるものと位置付けられる。それに対して、アイダマウルの例では から への移行がうまくいかなかったものと考えられる。

本研究の第1の課題であった社会的バルネラブルクラスへの人権擁護の観点からの社会的な問題提起と新たな支援の構築の提起という点で、支援団体のミッションに着目するとき、韓国において人権認識は共通認識の基盤となっている。またそれらの人権認識

から運動としての形をとるのには当事者コミュニティの形成が重要である。当事者コミュニティが存在することで、当事者のエンパワメントにつながり、それが対抗的公共圏としての実践変革型コミュニティにつながる。

第2の課題については主に性的少数者の 事例により考察した。韓国の性的少数者の場合に、擁護されるべき人権としての認識は、 当事者による脆弱な臨床コミュニティとは 整にして用いた。その脆弱性としてカミングアウトが困難であるはとしてカミングアウトが困難であるはまれていた。 事者性」とした。脆弱なコミュニティのよる 事者性」とした。脆弱なコミュニティのはよる が、社会的認識の共有化はこれらのよいは こティを基盤に啓蒙活動が展開され、次第は 認識の広がりをみせている。だがこの脆弱性 ゆえに権利獲得への実践変革型コミュ ィの形成には至っていないと考える。

最後の課題は実践変革型コミュニティの 形成の主体の検討であったが、人権認識に基 づく社会的バルネラブルクラスの生活権の 拡充に向けては、青い人、アイダマウルの事 例からは、当事者のエンパワメントには、支

# 課題の社会的共有性(人権認識)



# 図 1 実践変革型コミュニティの位置づけ

援者の存在を否定するよりも、支援者がパターナリズム型支援コミュニティを自覚的に変革することと、社会的バルネラブルクラスの人々が自ら課題に立ち向かい能動的に取り組んでいくこととが連動することが重要であると考えられる。

#### < 引用文献 >

古川孝順(2009)『社会福祉の拡大と限定』 中央法規出版、183

金東勲 (2005)「韓国の国家人権委員会と 差別撤廃」『部落解放研究』№167、14·29

松井真理子 (2007)「韓国の市民運動と NGO」『四日市大学総合政策学部論集』6 巻 1/2 号、107-121

# 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

# [雑誌論文](計 6 件)

柳姃希、韓国のセクシュアル・マイノリティ運動における「あいまいな当事者性」戦略

運動基盤となった当事者コミュニティに 着目して 、立教大学ジェンダーフォーラム 年報、査読有、19号、2018、33-46

<u>三本松政之</u>、社会的弱者とはいかなる存在か、教育と医学、査読無、768号、2017、12 - 19

新田さやか、三本松政之、韓国のハンセン 病者と定着村事業の展開過程にみる人権を めぐる課題、立教大学コミュニティ福祉学部 紀要、査読無、19号、2017、49-64

DOI: 10.14992/00014571

④柳姃希、韓国における性的少数者をめぐる 争点、コミュニティ福祉学研究科紀要、査読 無、14号、2016、81-93、

DOI: 10.14992/00012310

金信慧、韓国の高齢者自殺にみる福祉的背景とその対応策の検討、コミュニティ福祉学研究科紀要、査読無、14号、2016、15-26 DOI: 10.14992/00012304

柳姃希、<u>三本松政之</u>、韓国における性的少数者の当事者組織形成過程に関する研究 当事者としての活動家に着目して 、立教大 学コミュニティ福祉研究所紀要、査読無、3 号、2015、39-57

DOI: 10.14992/00011579

#### 6. 研究組織

# (1)研究代表者

三本松 政之 (SANBONMATSU, Masayuki) 立教大学・コミュニティ福祉学部・教授 研究者番号:10196339

#### (2)連携研究者

新田 さやか(NITTA,Sayaka) 東日本国際大学・福祉環境学部・准教授 研究者番号:50584629

通山 久仁子(TSUZAN, Kuniko) 西南女学院大学 保健福祉学部・講師 研究者番号:60389492

#### (3)研究協力者

柳姃希(YOU Junghee) 立教大学大学院・コミュニティ福祉学研究 科後期課程

金信慧 (KIM Sin Hye) 立教大学大学院・コミュニティ福祉学研究 科後期課程